

中国税務 及び投資速報 (日本語要約版)

2019年12月

JBS Newsletter
2020年2月14日

Contents

税務法規

▶「異常な増值税控除証憑の管理等に関する事項についての公告」(国家税务总局公告[2019]38号) ("38号公告")

▶「中華人民共和国增值税法(意見募集稿)」

▶「研究開発機構の設備購入に係る増值税政策の継続実施に関する公告」(财政部、商務部、国家税务总局公告[2019]91号) ("91号公告") ほか

商務法規

▶「『市場参入ネガティブリスト(2019年版)』の公布に関する通知」(发改体改[2019]1685号)

▶「長江デルタ地域の一体化発展を支持するための措置についての通達」(税総函[2019]356号) ("356号通達") ほか

EY中国では、税務・商務法規の最新状況に関するニュースレター、「中国税務及び投資速報」(中国語¹、英語²)を毎週発行しています。

2019年12月の発行状況は以下の通りです。

- | | |
|----------------|-----------|
| ▶ 2019年 12月06日 | 第2019047号 |
| ▶ 2019年 12月13日 | 第2019048号 |
| ▶ 2019年 12月20日 | 第2019049号 |
| ▶ 2019年 12月27日 | 第2019050号 |

Japan Business Servicesグループで、2019年12月発行分の中から、日系企業にとって重要性の高いと思われる税務・商務法規を選定して、「中国税務及び投資速報」の日本語要約版をお届けいたします。

¹ 「中国税务及投资法规速递」

² 「China Tax & Investment Express」

これら中国語版・英語版のニュースレターは次のサイトでご覧いただけます。

(中国語版) www.ey.com/chinese/CTIE

(英語版) www.ey.com/cn/CTIE

税務法規

- ▶ 「異常な增值税控除証憑の管理等に関する事項についての公告」(国家税務総局公告[2019]38号) (“38号公告”)

概要

発票の虚偽発行の防止、ビジネス環境の整備、納税者の合法的権益の保護を目的として、国家税務総局は2019年11月14日付で、異常な增值税控除証憑の管理等に関する38号公告を公布した。38号公告は2020年2月1日より施行される。

38号公告の規定によると、異常な增值税控除証憑 (“異常証憑”) とされる增值税専用発票には、以下のものが含まれる。

- ▶ 納税者が紛失したか、盗難にあった税金統制専用設備でまだ発行していない、或いは発行済みだが、まだアップロードしていない增值税専用発票
- ▶ 非正常納税者が税務機関に申告していない、或いは規定に従って納税していない增值税専用発票
- ▶ 増税発票管理システムでの照合により、“照合不一致”、“綴りの欠如”、“無効処理”的フラグが立てられた增值税専用発票
- ▶ 税務総局、省税務局のビッグデータ分析により、納税者が発行した增值税専用発票に虚偽発行、規定に従って納税していないなどの状況があると疑われた場合
- ▶ 「逃走(追跡不能)企業が発行した增值税専用発票の認定処理に関する問題について公告」(国家税務総局公告[2016]76号) (“76号公告”) 第2条第(1)項に定められる場合に該当する增值税専用発票
- ▶ 増税一般納税者が異常証憑の控除を申告し、次のいずれにも該当する場合、それに対応して発行された增值税専用発票は異常証憑の範囲に含まれる。
 - ▶ 異常証憑の仕入税額の累計額が同期間のすべての增值税専用発票の仕入税額の70%以上を占める場合
 - ▶ 異常証憑の仕入税額の累計額が5万元を超える場合

增值税一般納税者が異常証憑の範囲に含まれる增值税専用発票を取得した場合、具体的な状況により、控除しないか、仕入税額の振替、税金の取戻し、税金の追加納付等の処理を行わなければならない。

38号公告の全文は次のサイトでご覧いただけます。

http://qingdao.chinatax.gov.cn/ssfg2019/zxwj/201911/t20191122_51658.html

76号公告の全文は次のサイトでご覧いただけます。

http://zwgk.gd.gov.cn/006941290/201705/t20170504_704413.html

▶ 「中華人民共和国增值税法(意見募集稿)」

概要

租税法律制度を整備し、立法への公衆の関与を増すために、財政部及び国家税務総局は共同で起草した「中華人民共和国增值税法(意見募集稿)」(“增值税法草案”或いは“增值税法”)を2019年11月27日に公表し、パブリックコメントを求めた。

「增值税法草案」の主な内容は次のとおりである。

総則: 中華人民共和国国内において增值税課税取引が発生したか、貨物を輸入した場合、「增值税法」の規定に基づき增值税を納付しなければならない。

納税者及び源泉徴収義務者:

- ▶ 国内で課税取引が発生し、かつ売上高が增值税の課税起算点に達した組織及び個人と輸入貨物の荷受人は、增值税の納税者となる。
- ▶ 増税の課税起算点は四半期の売上高30万元とする。
- ▶ 中華人民共和国国外の組織及び個人に国内で課税取引が発生した場合、購入者が源泉徴収義務者となる。

課税取引: 課税取引とは、貨物、サービス、無形資産、不動産及び金融商品の販売をいう。

税率及び徴収率:

貨物の販売、加工・修理・補修役務、有形動産リースサービス、及び貨物輸入等	13%
交通運輸、郵便、基礎電信、建築、不動産リースサービスの販売、不動産の販売、土地使用権の譲渡、農産物等の貨物の販売または輸入	9%
サービス、無形資産、金融商品の販売	6%
徴収率(小規模納税者及び簡易課税方式で課税される一般納税者)	3%

納税額:

納税額 = 当期売上税額 - 当期仕入税額

売上税額 = 売上高 × 税率

売上高とは、納税者が課税取引において取得した、当該取引と関連する対価をいい、すべての貨幣または非貨幣形式の経済利益が含まれる。ただし、一般課税方式で計算した売上税額及び簡易課税方式で計算した納税額は含まれない。

当期の仕入税額が当期の売上税額を上回る場合、その差額部分は翌期に繰り越し、引き続き控除するか、または還付を受けることができる。納税者に異なる税率または徴収率が適用される課税取引が発生した場合、異なる税率または徴収率が適用される売上高を区分して計算しなければならない。区分して計算しない場合は、より高い税率が適用される。

租税優遇策: 現行の「增值税暫定条例」と同じように、「增值税法草案」では增值税の免除項目を列挙している。そのほか、国務院は国民経済と社会発展のニーズに応じて、增值税の特別優遇政策を定めることができる。

納税時点: 増增值税の税額計算期間はそれぞれ10日、15日、1ヶ月、四半期或いは半年とする。納税者が1ヶ月、四半期或いは半年を税額計算期間とする場合、期限満了日から15日以内に納税申告を行う。納税者が10日或いは15日を税額計算期間とする場合、期限満了日から5日以内に予定納税を行うとともに、翌月1日から15日までの間に納税申告を行い、かつ前月の納税額を精算する。

徴収管理: 増增值税は税務機関が徴収し、輸入貨物の增值税は税務機関が税関に代理徴収を委託する。

附則: 新たな「增值税法」の公布前に打ち出された租税政策の適用を延長する必要がある場合、国務院の規定に従って、最長で本法の施行後5年間まで延長することができる。

「增值税法草案」の全文は次のサイトでご覧いただけます。

<http://www.chinatax.gov.cn/chinatax/n810356/n810961/c5140207/content.html?from=timeline&isapinstalled=0>

▶ 「研究開発機構の設備購入に係る增值税政策の継続実施に関する公告」(財政部、商務部、国家稅務總局公告[2019]91号) (“91号公告”)

概要

科学研究及び技術開発を奨励するため、財政部、商務部及び国家稅務總局は2019年11月11日付で91号公告を公布した。当該公告に基づき、「研究開発機構の設備購入に係る增值税政策の継続実施に関する通達」(財税[2016]121号) (“121号通達”)において定められた、2016年1月1日から2018年12月31日までを適用期間としていた内資研究開発機構及び外資研究開発センターの国産設備購入に係る增值税政策は引き続き適用される。

91号公告によれば、2019年1月1日から2020年12月31日までの期間において、要件を満たす内資研究開発機構及び外資研究開発センターが、91号公告添付2に列挙される国産設備を購入する場合、增值税の全額還付政策の適用を受けることができる。

91号公告では、要件を満たす内資研究開発機構及び外資研究開発センターに関する要求及び增值税還付の申請に必要な書類について明らかにしている。ただし、認定された内資研究開発機構、外資研究開発センターに重大な税法違反、信用喪失の行為が発生した場合、税額還付政策の適用を受けることはできない。

そのほか、91号公告では、“投資総額”、“研究開発経費の年間支出額”及び“設備”等の定義についても規定している。91号公告の施行と同時に121号通達は廃止される。

121号通達の全文は次のサイトでご覧いただけます。

<http://czj.dg.gov.cn/business/htmlfiles/dgcz/s23511/201702/1115286.htm>

91号公告の全文は次のサイトでご覧いただけます。

http://www.gov.cn/xinwen/2019-11/25/content_5455455.htm

▶ 「中華人民共和国消費税法(意見募集稿)」

概要

租税法律制度を整備し、立法への公衆の関与を増やすために、財政部、国家税務総局は共同で起草した「中華人民共和国消費税法(意見募集稿)」(「消費税法草案」)を2019年12月3日に公表し、パブリックコメントを求めた。

「消費税法草案」の主な内容は次のとおりである。

納税者: 中華人民共和国国内において課税消費品を販売、委託加工及び輸入する組織及び個人は、消費税の納税者となる。

税目及び税率: 消費税の税目及び税率については、「消費税法草案」に添付された「消費税税目税率表」が適用される。マクロコントロールのニーズに応じて、国務院は消費税の税率を調整することができる。

納税額: 消費税は、従価税、従量税、或いは従価税と従量税を組み合わせた方法により、納税額を計算する。

課税価格: 税率の異なる課税消費品を兼営する場合、それぞれの売上高を区分して計算しなければならない。売上高とは、納税者が課税消費品を販売して取得した、これと関連する対価をいい、すべての貨幣または非貨幣性の経済利益が含まれる。

控除政策: 「消費税法草案」では、委託加工で課税消費品を回収する場合及び課税消費品(紙巻タバコ、爆竹・花火、ゴルフボール及びゴルフ用品、木製の割り箸、天然木床板、精製油、ビール、ワイン、高級化粧品等を含む)を外部購入した場合の控除政策について規定し、かつ控除証憑の管理に関する明確化を図っている。

租税減免: 納税者が課税消費品を輸出する場合、消費税を免除する。国民経済及び社会発展のニーズに応じて、国務院は消費税の免除または減税を規定することができ、その場合は全国人民代表大会常務委員会に届出をする。

納税時点: 消費税の税額計算期間はそれぞれ10日、15日、1カ月、四半期或いは半年とする。納税者が1カ月、四半期或いは半年を税額計算期間とする場合、期限満了日から15日以内に納税申告を行う。10日或いは15日を税額計算期間とする場合、期限満了日から5日以内に予定納税を行うとともに、翌月1日から15日までの間に納税申告を行い、かつ前月の納税額を精算する。

徴収管理: 消費税は税務機関が徴収し、輸入する課税消費品の消費税は税務機関が税関に代理徴収を委託する。税関は代理徴収した消費税の情報及び輸出貨物の通関に関する情報を税務機関と共有しなければならない。

納税者が申告した課税消費品の課税価格と数量が明らかに低く、かつ合理的な商業目的がない場合、税務機関、税関はその課税価格及び数量を査定する権限を有する。

「消費税草案」の全文は次のサイトでご覧いただけます。

<http://www.chinatax.gov.cn/chinatax/n810356/n810961/c5140457/content.html>

▶ 「企業所得税年度納税申告表の改訂に関する問題についての公告」(国家税務総局公告[2019]41号)(“41号公告”)

概要

納税申告をより適切なものにするため、国家税務総局は「中華人民共和国企業所得税年度納税申告表(A類、2017年版)」の一部のフォーム及び記入説明を改訂し、関連問題について、2019年12月9日付で41号公告を公布した。

41号公告の主な内容は次のとおりである。

▶ 企業所得税の関連政策を着実に実施するため、「企業所得税年度納税申告表記入フォームリスト」及び「企業所得税年度納税申告基礎情報表」(A000000)等の7つのフォームの様式及び記入説明、「中華人民共和国企業所得税年度納税申告表(A類)」(A100000)等の3つのフォームの記入説明を改訂した。

▶ 記入基準をより統一されたものにするため、「企業所得税欠損補填明細表」(A106000)、「国外所得の納税調整後の所得明細表」(A108010)における個別項目の記入説明を改善した。

- ▶ 企業の税務手続きの負担を軽減するために、企業が研究開発費用の追加控除政策の適用を申請する際の、「研究開発項目の追加控除可能な研究開発費用の状況収集表」の記入及び「『研究開発支出』補助元帳総括表」の提出に係る要求を撤廃する。「『研究開発支出』補助元帳総括表」は企業が調査に備えて保管するものとする。

41号公告は、2019年度以降の年度の企業所得税の確定申告に適用される。過年度の企業所得税納税申告表の関連規則が41号公告と一致しない場合、遡及調整しないものとする。納税者が過年度の税務事項を調整する場合、対応する年度の企業所得税納税申告表の関連規則に従って調整を行うものとする。

41号公告の全文は次のリンク先でご覧いただけます。

<http://www.chinatax.gov.cn/chinatax/n810341/n810755/c5141560/content.html>

商務法規

- ▶ 「『市場参入ネガティブリスト(2019年版)』の公布に関する通知」(发改体改[2019]1685号)

概要

市場参入ネガティブリスト制度の体系を整備するため、国家発展改革委員会及び商務部は「市場参入ネガティブリスト(2018年版)」(「2018年版ネガティブリスト」)を改正し、2019年10月24日付で、「市場参入ネガティブリスト(2019年版)」(「2019年版ネガティブリスト」)を公布した。

「2019年版ネガティブリスト」の主な内容は次のとおりである。

- ▶ 「2019年版ネガティブリスト」には合わせて131項目が列挙され、「2018年版ネガティブリスト」に比べて20項目減少した。これには、参入禁止類5項目と参入許可類126項目が含まれる。(「2018年版ネガティブリスト」については、「中国税務及び投資速報(日本語要約版)」2019年1月号を参照。)
- ▶ 参入禁止類に対して、行政機関は承認を与えない。参入許可類については、市場主体が申請を提出し、行政機関が法律、規定に基づき、参入可否を決定する。「2019年版ネガティブリスト」以外の業種、分野、業務については、各市場主体は法に基づき、みな平等に市場に参入することができる。

- ▶ リストは“全面的カバー”を実現し、産業構造、政府投資、インターネット等の全国的な市場参入に係る管理措置のほか、地方が法に基づいて設けた市場参入管理措置もこれに含まれている。
- ▶ 市場参入規制が引き続き緩和され、養老機構の設立許可及び社会福利機構の設置許可等の適切でない承認事項は削除された。
- ▶ リストの情報公開メカニズムの整備を加速する。「2019年版ネガティブリスト」には、各措置の主管部門も列挙され、かつ全国一体化オンライン政務サービスプラットフォームに通じて、各事項に唯一の識別コードが与えられる。

「2018年版ネガティブリスト」の全文は次のサイトでご覧いただけます。

<http://www.zhanjiang.gov.cn/fileserver/statichml/2019-09/eca6764d-106a-4880-af0b-4bf96d774fd3.htm?cid=5591f411-5b12-4abc-b2aa-efd702f0d2ba>

「2019年版ネガティブリスト」の全文は次のサイトでご覧いただけます。

http://www.gov.cn/xinwen/2019-11/22/content_5454504.htm

- ▶ 「長江デルタ地域の一体化発展を支持するための措置についての通達」(税総函[2019]356号) (“356号通達”)

概要

税務手続きの利便化を推進し、長江デルタの一体化した高品質な発展を支援するために、国家税務総局は2019年11月27日付の356号通達により、租税徵収管理に関するサービス措置を打ち出した。

措置の主な内容は次のとおりである。

- ▶ 長江デルタ地域における納税信用格付けがA級、B級の企業の省を跨ぐ移転手続きの利便化
- ▶ 長江デルタ地域における納税者の省を跨ぐ税務事項の申告・検査手続きの利便化
- ▶ 長江デルタ地域における納税者の省を跨ぐ不動産税に関する手続きの利便化
- ▶ 長江デルタ地域における“初回の違反は処罰しない”リストの制定
- ▶ 長江デルタ地域における“一回で手続きが完了する”リストの制定

- ▶ 長江デルタ地域における統一的に取り扱われる事項のリストの制定
- ▶ 動態的な信用ポイントの共有、信用ポイントの高い納税者に対する提出書類の簡素化、処理時間の短縮、実地検査項目の削減等のインセンティブ措置の付与
- ▶ 長江デルタ地域における納税信用評価情報の共有及び相互認証の推進
- ▶ 長江デルタ地域におけるリスク警告情報の省(市)を跨ぐ紹介、通知メカニズムの整備
- ▶ 長江デルタ地域の税務機関による5G、ブロックチェーン、人工知能等の技術の運用の奨励、支持、インテリジェントな税務サービスの推進
- ▶ 長江デルタ地域における共通の租税政策に関する問合せへの回答基準の統一化の推進
- ▶ 大企業に対する納税サービスの推進
- ▶ 長江デルタ地域における税務行政処罰の裁量権の行使基準の統一化
- ▶ 長江デルタ地域における租税優遇に係る届出管理を調査に備えて資料を保管するという管理に改める範囲の拡大
- ▶ 上海市の租税ビジネス環境の最適化措置を基礎とし、国際的に一流のビジネス環境基準をベンチマークとした、長江デルタ地域における租税ビジネス環境のアップグレード版リストの形成
- ▶ 長江デルタ地域における租税分析協力メカニズムの確立、租税経済データの共有、長江デルタ経済社会の一体化した高品質な発展のサポート

356号通達の全文は次のサイトでご覧いただけます。

<http://www.chinatax.gov.cn/chinatax/n810341/n810755/c5140513/content.html>

- ▶ 「合弁生命保険会社の外資出資比率規制の撤廃期限の明確化に関する通知」(銀保監弁発[2019]230号) (“230号通達”)

概要

国務院金融安定発展委員会弁公室は2019年7月20日付で「金融業の対外開放を一層拡大することに関する措置」(“開放措置”)を公布し、生命保険会社の外資出資比率規制を51%から100%に引き上げる移行期間の期限を2020年に前倒した。(“開放措置”的詳細は、「中国税務及び投資速報(日本語要約版)」2019年8月号を参照。)

「開放措置」の実施を推進するため、中国銀行保険監督管理委員会弁公庁は2019年12月6日付で230号通達を公布し、合弁生命保険会社の外資出資比率規制の撤廃期限を明らかにした。

230号通達によれば、2020年1月1日より、生命保険事業に従事する合弁保険会社(“合弁保険会社”)の外資出資比率規制が正式に撤廃され、その外資出資比率を100%とすることができるようになる。

関連の企業は、「外資保険会社管理条例」、「外資保険会社管理条例実施細則」及び230号通達に基づき、中国銀行保険監督管理委員会(“銀保監会”)へ行政許可の申請をすることができる。

銀保監会は現行の「外資保険会社管理条例実施細則」における関連規定も改正するものと見込まれる。

230号通達の全文は次のサイトでご覧いただけます。

<http://www.cbirc.gov.cn/cn/doc/9103/910303/270759A2682D484B98E0539C1F8C46F6.html>

Contact

当ニュースレターの内容に関するご質問がございましたら、下記のJapan Business Servicesの担当者までご連絡いただけます。

- | | | |
|--|--|---|
| <p>▶ 北京</p> <p>堀尾 成宏
監査
+86 152 433 2445
naruhiro.horio@cn.ey.com</p> <p>鍋島 正知
監査
+86 10 5815 4253
masatomo.nabeshima1@cn.ey.com</p> <p>上村 希世子
税務・移転価格
+86 10 5815 2289
kiyoko.kamimura@cn.ey.com</p> <p>▶ 大連</p> <p>秋山 大輔
監査
+86 411 8252 8999
daisuke.akiyama@cn.ey.com</p> <p>▶ 上海</p> <p>高橋 臣一
監査
+86 21 2228 2740
shinichi.takahashi@cn.ey.com</p> <p>八幡 正博
監査
+86 21 2228 4652
masahiro.yawata1@cn.ey.com</p> <p>佐藤 勝俊
監査
+86 21 2228 9579
Katsutoshi.Sato@cn.ey.com</p> <p>星野 友子
監査
+86 21 2228 5958
tomoko.hoshino@cn.ey.com</p> <p>山村 亮
監査
+86 21 2228 3239
ryo.yamamura1@cn.ey.com</p> | <p>江 海峰
金融
+86 21 2228 2963
alex.jiang@cn.ey.com</p> <p>石川 翔太
金融
+86 21 2228 4006
shota.ishikawa@cn.ey.com</p> <p>三宅 亜紀子
Forensics
+86 21 2228 5688
akiko.a.miyake@cn.ey.com</p> <p>坂出 加奈
税務・移転価格
+86 21 2228 2289
kana.sakaide@cn.ey.com</p> <p>小島 圭介
税務
+86 21 2228 2854
keisuke.kojima@cn.ey.com</p> <p>丸山 直也
法務
+86 21 2228 8346
maruyama.naoya@eychenandco.com</p> <p>久保田 順一
TAS
+86 21 2228 4749
junichi.kubota@cn.ey.com</p> <p>▶ 広州</p> <p>長内 幸浩
監査
+86 20 2881 2675
yukihiro.osanai@cn.ey.com</p> <p>梁 晃
監査
+86 20 2838 1043
ye.liang@cn.ey.com</p> | <p>▶ 深圳</p> <p>小島 慎一
監査
+86 755 2502 5463
shinichi.kojima1@cn.ey.com</p> <p>▶ 香港</p> <p>重富 由香
監査
+852 2629 3907
yuka.shigetomi@hk.ey.com</p> <p>柿本 啓太
監査
+852 2846 9005
keita.kakimoto2@hk.ey.com</p> <p>塙原 俊郎
監査
+852 3471 2751
toshio.tsukahara@hk.ey.com</p> <p>吉田 薫
監査
+852 2629 3909
kaori.yoshida@hk.ey.com</p> <p>徳山 勇樹
監査
+852 37585988
yuki.tokuyama@hk.ey.com</p> |
|--|--|---|

► 東京

EY税理士法人 中国デスク

大久保 恵美子

税務

emiko.okubo@jp.ey.com

黄芳燕

税務

Ada.Huang2@jp.ey.com

新日本有限責任監査法人

マークツ本部 海外企画部JBS

+81 3 3503 1844

関口 傑克

toshikatsu.sekiguchi@jp.ey.com

田中 勝也

katsuya.tanaka@jp.ey.com

野口 正邦

masakuni.noguchi@jp.ey.com

EY | Assurance | Tax | Transactions | Advisory

EYについて

EYは、監査、税務、トランザクション及び各種類アドバイザリーサービスの分野における、世界的なリーディングファームです。世界中のメンバーが共通の価値観と品質に対するコミットメントを通じ、一体となってサービスを提供しています。私共は、顧客、職員、及びより広い地域社会がその潜在力を発揮するサポートを行い、業界他社との差別化を図っております。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤンググローバルリミテッドのメンバー・ファームにより構成された国際組織を指し、各メンバー・ファームはそれぞれ独立した法人組織です。アーンスト・アンド・ヤンググローバルリミテッドはイギリスにおける担保有限会社で、クライアントへのサービス提供は行っておりません。より詳細な情報は、当事務所ウェブサイトをご覧ください。
www.ey.com。

© 2019 Ernst & Young (China) Advisory Limited.

版權所有

APAC No. 03009835

ED None.

本配布物は参考とされることのみを目的としており、会計・税務その他の専門アドバイスとして最終決定の根拠とするものではありません。具体的な問題については、各専門家による適切なアドバイスを参照されるようお願いいたします。

ey.com/china

Follow us on WeChat

Scan the QR code and stay up to date with the latest EY news.

